

花見会計事務所だより

No.85

4月もあとわずかとなり5月が見えてきました。最近、とても
寒暖の差が激しく暑い日は夏を思わせる暑さで驚きます。



今回は、「1万円未満の仕入税額控除」税制改正で発表直前に経過
措置が浮上しました。今回はその経過措置について簡単に説明します。

① 1万円未満の仕入税額控除」についてです。

2023年10月1日以降、仕入税額控除にはインボイスが原則必須です。

とはいえ、中には銀行の振込手数料やETCの支払など、少額の支払もあります。

こういったものにもインボイスを求めるのは、かなりの負担になります。

そこで今回の改正では、支払対価が1万円未満の課税仕入れについては、インボイスがなくても帳簿に
記載すれば仕入税額控除ができることとなりました。

ただし、これで仕入税額控除できるのは、次のどちらかの事業者のみです。

- 基準期間の課税売上高が1億円以下
- 特定期間の課税売上高が5000万円以下

※特定期間とは個人：前年の1月1日～6月30日、法人：前事業年度の開始から6ヶ月間

2023年10月1日から2029年9月30日までに行った課税仕入れが対象となります。

② 値引き、返品などの税込対価が1万円未満なら返還インボイスはなくてもよいとされました。

売掛金から手数料を差し引くといった値引きなどでも、現行制度ではインボイスが必要とされますが

今回、返品・値引き・割り戻しに伴うインボイスを「返還インボイス」と言いますが、この返還インボイス

も改正が入りました。

2023年10月1日以降の返品・値引き・割り戻しに適用されます。

・ ・ 吉沢から一言 ・ ・

今年のサクラは駆け足で終わってしまい残念でした。
これから季節を感じられるものを探していければと
思います。

花見会計事務所
Tel: 026-248-7500
Fax: 026-248-7507
MAIL: info@hanami-kaikai.jp
URL: http://hanami-kaikai.jp